

広域行政圏施策に関する要望

広域行政圏市議会協議会は、平成24年度政府予算における広域行政圏関連施策について別紙のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成23年10月

広域行政圏市議会協議会
会長 碇井宏政
(三島市議会議長)

要 望

「平成の合併」により圏域構成団体が減少する中で、平成21年3月31日をもって広域行政圏計画策定要綱が廃止され、今後の広域連携については関係市町村の自主的な協議によることとされるなど、広域行政圏を取り巻く状況は大きな変化を迎えている。

広域行政圏は、これまで各市町村の様々な行政課題に対し、自ら共同処理方式により、行政の効率化及び住民サービスの向上に努めてきており、今後も地域社会の形成や地域住民の福祉向上、防災や災害の復旧・復興などにおいて重要な役割を担うものであることから、引き続き広域行政圏施策に対する財政支援措置の拡充強化を図っていくことが必要である。

また、政府においては、現行の広域連携の仕組みについて、一部事務組合等からの脱退の手続きを簡素化することなどを内容とする「地方自治法の一部を改正する法律案」について検討を行っているが、広域行政圏における事務の執行などに支障が生じないよう、慎重な対応が必要である。

よって、国においては、地方分権改革等において広域行政圏が果たす役割を踏まえ、下記事項の実現を図るよう強く要望する。

記

- (1) 自治体間の連携による広域的な事務・事業を行う広域行政圏施策に対し、財政支援措置の拡充強化を図ること。
- (2) 自治体間連携の自発的形成を可能とする新たな広域連携の構築を早急に図ること。
- (3) 情報・交通ネットワークの整備、地域医療体制の確保、農林水産業の振興、自然環境の保全等の地域経済基盤施策に対する財政支援措置の拡充強化を図ること。
- (4) 「地方自治法の一部を改正する法律案」の検討に当たっては、広域行政圏における事務の執行などに支障が生じないよう、慎重な対応を行うこと。